

# 令和7年大和市農業委員会第11回総会議事録

令和7年11月17日（月）午前10時開会  
大和市役所5階 全員協議会室

## 1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員	11番 池田 俊一郎 委員
2番 大沼 茂樹 委員	12番 木村 賢一 委員
3番 真壁 浩二 委員	13番 古谷田 和子 委員
7番 富澤 克司 委員	14番 保田 雄一 委員
8番 田邊 義之 委員	15番 長谷川 慶太郎 委員
10番 萩窪 登 委員	16番 関水 好美 委員

## 2. 本日の欠席委員

4番 遠藤 一直 委員	6番 渡邊 みどり 委員
-------------	--------------

## 3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	佐藤 祐介
次長	石井 一郎
主査	富田 規裕
主査	近田 拓朗

## 4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第33号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第4 報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出  
について

日程第5 議案第29号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定  
による事業計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第33号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

議案第29号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業  
計画について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 12 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 7 年 1 月大和市農業委員会第 11 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりあります。

○議長 日程第 1 、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、13 番、古谷田和子委員、14 番、保田雄一委員を指名いたします。

○議長 日程第 2 、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料の 1 ページをごらんください。

10 月 28 日、第 49 回大和市民まつり実行委員長選出会議及び第 1 回役員会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

10 月 30 日、やまと産業フェア 2025 第 3 回実行委員会が開催され、田邊委員が出席されました。

10 月 31 日、令和 7 年度県央地区農業委員会連合会第 1 回会長・事務局長会議が海老名市で開催され、眞壁会長が出席されました。

11 月 6 日、令和 7 年度神奈川県農業委員会活動推進大会が横浜市で開催されました。

11 月 7 日から 9 日、農産物品評会及び農産物加工品品評会が中央 1 号公園で開催されました。

11 月 8 日と 9 日、やまと産業フェア 2025 が大和商工会議所、やまと公園及び中央 1 号公園で開催されました。

11 月 13 日、第 2 回大和市都市計画審議会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

11 月 15 日と 16 日、全国都市農業フェスティバル 2025 が東京都練馬区で開催され、眞壁会長、遠藤職務代理、資料に記載はございませんけれども、田邊委員が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 10月30日に、やまと産業フェアに関する第3回実行委員会が開催されました。内容といたしましては、産業フェア当日の運営等に関する事項と、農業関係の会場である中央1号公園のキッチンカーについて出店辞退の報告がありました。そして、11月8日、9日にやまと産業フェア2025が開催され、無事に終了しました。天候のよくない中、ご協力をいただきました農業委員の皆様、事務局職員の皆様、大変ありがとうございました。

私からは以上であります。

○議長 ありがとうございました。

そのほかご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、私から少々。

10月31日の令和7年度県央地区農業委員会連合会第1回会長・事務局長会議ですが、海老名市役所で開催され、私と事務局長とで出席をさせていただきました。

この県央地区農業委員会連合会については、昨年度までは大和市が事務局でしたが、令和7年度と8年度に際しましては海老名市が事務局となり、大和市は監事になっております。愛川町と大和市の両市町が監事になっております。こういった役割は2年間ごとに順繰りに輪番で回ってくることになります。

会議の中で愛川町の農業委員会から、農業委員の改選に伴い女性委員が15名中3名になったという報告がありました。女性委員を少しでも増やそうという動きが県央7市町村の中でもあるということでございます。

次に、11月15日と16日、私は16日の日曜日に全国都市農業フェスティバル2025に出席をいたしました。初めて出席させていただきましたけれども、開催場所の光が丘公園というのは東京都の公園ということで、すごく広い公園で驚きました。全国各地の市町村等が出店するということで、15日と16日ともに、ほぼ全てのブースで完売札を立てるぐらいお客様にお越しいた

だきました。大和市も15日に想定を超える売れ行きで、16日の朝に当日販売する農産物を、急遽トラックで運んだということでした。すばらしいフェスティバルだったと思っております。

私からは以上でございます。

本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたします。

○議長　　日程第3、報告第33号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第4、報告第34号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　それでは、ご説明いたします。

報告第33号については議案書1ページの1件が、報告第34号については議案書2ページの2件がございました。案内図は総会資料の3から4ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員　　報告第33号の1番について、今回届出の対象になっている南側のところに一軒家と思われるものがあるのですが、今までこの一軒家は北側に接道する通路があったと思われますが、今回の届出で一軒家の通路というのは確保されているのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　こちらの南側の一軒家の敷地も含めて、今回は一帯で開発することになります。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　ありがとうございます。

○議長　　そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第5、議案第29号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第29号についてご説明いたします。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律は、生産緑地に対し一定の要件を満たした事業計画を市町村長が農業委員会の決定を経て認定することにより、農地法第3条の許可を受ける必要がなく、また、第17条の法定更新を適用しない貸借を行うものです。

今回の一定の要件とは、申請都市農地において生産された農産物等を主として市内で販売することです。生産された農作物等をスーパー や タ やけ市で販売する事業計画となっております。

それでは、ご説明いたします。

大和市長から、令和7年11月4日付で同法に基づき諮問を受けています。議案書は3ページ、資料は6、7ページになります。

更新の承認申請で、賃貸借による権利を設定する土地の面積は2,117.84m<sup>2</sup>です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。令和8年1月1日から令和12年12月31日までの5年間、賃貸借による権利を設定し露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在6,150.84m<sup>2</sup>を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名で農業経営を行っております。

令和7年11月5日に、地元の遠藤委員と事務局とで借人立会いのもと現地等の状況を調査しました。

以上の事業計画の内容は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いしま

す。

地元委員の遠藤委員が欠席のため、事務局、お願ひいたします。

○事務局 事務局で代読させていただきます。本件については、11月5日に私と事務局で借人にお会いし、現地を確認しました。現地は管理されておりました。今回の件については問題ないと思われます。

以上です。

○議長 委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。  
木村委員。

○木村委員 生産緑地の賃貸借で5年間の更新ということですが、貸人の年齢が40代、借人の年齢が30代と両者とも若い方ですが、これはどういう理由で農地を貸しておられるのか、教えていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 貸人につきましては、他業専従ということもありまして、耕作などをして管理することが難しいということもあり、貸すという話になっております。

○議長 木村委員。

○木村委員 貸人の耕作が難しいという理由はどのようなものなのでしょうか。体力的なものなのか、自分の仕事の都合でななどのなど、もう少し詳しく、支障がない範囲で教えていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 貸人は他業専従で、ほかに仕事を持っていますので耕作等はできないとのことです。以前はご親族の方が耕作等をやっていましたが、そのご親族の方が高齢になり、できなくなってしまったので貸すに至ったということです。

○議長 木村委員。

○木村委員 わかりました。あと、この案内図を見ますと、この農地に出入りするところはどこなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 2787番6の南側の三角形の土地を今回の貸主が所有しております、そこを通じて南側にある道路と接道をしておりますので、車で出入することも可

能となっています。

○議長 そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第29号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画について採決いたします。

本件について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

よって、令和7年11月大和市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会